

宮津市公共施設再編方針書（案）への意見募集（パブリックコメント）実施結果について

- 1 意見の募集期間 令和2年4月6日（月）から令和2年7月28日（火）まで
- 2 意見の募集対象 宮津市内に在住、在勤している方
- 3 意見の募集方法 直接持参・郵送・FAX・電子メールで受付
- 4 意見提出件数 30名から、延べ83項目
- 5 意見の概要及び当該意見に対する市の考え方 下記のとおり

※意見概要に記載している各意見の原文については、別紙「宮津市公共施設の再編方針書（案）意見募集の意見等一覧」の該当する受付Noの意見を参照してください。

(1) 再編方針（案）全般に関する意見

意見原文の受付No	意見概要	市の考え方 ※再編方針書の修正・追加箇所に下線表示（P●は再編方針書の該当ページ）
1 No.30	公共施設再編方針案の作成経緯は。	平成25年11月に策定された「国のインフラ長寿命化基本計画」において、国や地方公共団体が一丸となってインフラの戦略的な維持管理、更新等を推進することが示されている中、本市においては、平成28年3月に宮津市公共施設総合管理計画を策定し、公共施設等の最適配置と財政負担の軽減・平準化を図り、市民サービスを確保することとしています。 本再編方針は、この総合管理計画に基づき、必要な行政サービスを継続し、持続可能な地域、まちづくりを進めていくため、また、子どもや若者へ過大な修繕・更新費の将来負担を残さないため、個別施設毎に様々な事情がある中、「 <u>公共施設全体の統一的な考え方に基づく方針</u> 」として、個別施設毎に再編方針（継続使用、用途転用、集約化、休止、廃止、譲渡、貸付、除却）を定めるものです。 <u>個別施設の再編に当たっては、施設所管部局が地元や関係者と話し合いを持ち、合意形成に努めながら進めることとしています。</u> （P9追加）
2 No.1、25	もっと時間をかけて市民の意見を十分に聞くべきではないか。	市の広報誌の4月号と6月号で2回特集を掲載し、市民説明会3回及び地域等の要望による個別説明会7回の計10回の説明会を開催し延べ250名の方に参加いただくとともに、パブリックコメントは3ヶ月を超えて募集し、30名の方からご意見を頂戴しており、出来る限り丁寧な意見集約に努めてきたところです。 本再編方針は、個別施設毎に様々な事情がある中、「 <u>公共施設全体の統一的な考え方に基づく方針</u> 」を定めるものであり、 <u>個別施設の再編に当たっては、今後、施設所管部局が地元や関係者と話し合いを持ち、合意形成に努めながら進めることとしています。</u> （P9追加） また、 <u>毎年度、第三者による検討会議を開催し、再編方針の進捗状況等を報告するとともに、必要に応じ方針の見直しを行うこととしております。</u> （P54追加）
3 No.25	市民としっかり議論して再編を進めてほしい。	
4 No.30	行政と市民が少なくとも1年かけて意見交換できないか。	
5 No.23	再編方針の市民周知と検討時間が十分でない。	
6 No.1	再編方針書の市民説明会の会場を増やすべき。	

7	No.1	再編方針書の検討会議の市民委員を増やすべき。	市民委員については、応募いただいた4名全員にご就任いただきました。
8	No.30	再編方針は市議会で審議すべき大切なことではないか。	地方自治法第149条第7項で、公の施設を設置し、管理し、廃止することは市長の担当事務とされております。 そうした中で、市としましては、3月と9月の議会全員協議会の場で、内容、修正点等について、しっかりと説明しているところです。 議会全員協議会及び本会議一般質問でいただいた質問、意見については、できる限り反映し修正の上、成案として決定したものです。 今後は、議会特別委員会において議論される予定です。
9	No.30	今回のような大掛かりな公共施設再編を短期間で決めた他市町の事例はあるのか。	本再編方針は、個別施設毎に様々な事情がある中、 公共施設全体の統一的な考え方に基づく方針であって、再編に当たっては、地元や関係者と話し合いを持ち、合意形成に努めながら進める としております。(P9追加) 他市町の事例では、多様な進め方がありますが、事前の説明会やパブリックコメント等は行わず、個別施設の方針を公表後に、地元や関係者へ説明し個別施設の再編を進めている市町もある中、本市としては、意見交換やパブリックコメントを実施するなどできる限り丁寧に意見集約に努めてきたと考えております。
10	No.6	これまでの市政の付けを今市民に回されては困る。	市政全般に係るご意見として、真摯に受け止め、今後の市政運営の参考とさせていただきます。 これまで、 公共施設の適正な維持管理や計画的な修繕・更新を行ってこなかったこと、財政状況の悪化を招いたこと、更には、総合管理計画策定後、再編方針書策定に3年以上の時間を要したことは深く受け止めて、今後は、この様なことの無いよう公共施設マネジメントにしっかりと取り組むこと としております。(P6追加)
11	No.6	これまでの歳出の計画、優先順位の見通しが弱かった。	また、 今後の市政のあり方及び行財政のあり方を定める次期の総合計画及び行財政運営指針との整合も図りながら進めること としております。(P9修正)
12	No.6	施設の老朽化については、長期計画がなく、目先にとらわれ必要な整備が遅れたことが原因である。	
13	No.6	行政が海の観光促進に重点を置きすぎ、周辺地域の見直しや移住関連施策がおろそかであった。	
14	No.6	行政のスピード感のある動きと住民への寄り添いが足りない。	
15	No.24	施設再編には市の財政危機の詳細説明と再発防止策の提示が不可欠である。	
16	No.24	人口減少に伴うサービス縮小は理解できるが、もっと持続可能できめ細やかに行うべき。	
17	No.5	市民にとっての必要性、市の重点課題との整合性など十分に検討し、市民が納得できる健全化の取り組みをすべき。	
18	No.2	国立社会保障 人口問題研究所の推計ではなく、市が独自に策定した「人口ビジョン」に基づいて将来設計すべき。	本再編方針では、現在の人口から算出した一人当たりの公共建築物延床面積が過大としており、国立社会保障・人口問題研究所の推計を反映したものではありません。 そうした中で、国全体の人口が減少する中、宮津市の将来人口を考える上では、将来に過大な負担を残さないためにも、現状に沿った数値として、社人研の推計人口を参考として掲載しているものです。

19	No.25	市民の側も感情論でなく地域の将来を考えてしっかりと市の施策に向き合っていくことが必要。	<p>本再編方針は、宮津市公共施設総合管理計画に基づき、必要な行政サービスを継続し、持続可能な地域、まちづくりを進めていくため、また、子どもや若者へ過大な修繕・更新費の将来負担を残さないため、個別施設毎に様々な事情がある中、「公共施設全体の統一的な考え方に基づく方針」として、個別施設毎に再編方針（継続使用、用途転用、集約化、休止、廃止、譲渡、貸付、除却）を定めるものです。（P9追加）</p> <p>個別施設の再編に当たっては、施設所管部局が地元や関係者と話し合いを持ち、合意形成に努めながら進めることとしています。（P9追加）</p> <p>また、必要な活性化策や代替策を合わせて行うことで、できる限り市民の皆様のご不便や負担感の軽減を図りたいと考えています（P12追加）。</p> <p>今後、公共施設を適正に維持・管理していくためには、より一層の住民・地域との連携・協力が必要であると考えております。（P12追加）</p>
20	No.6	廃止してもよい施設と、利用者は少なくとも今後の地域振興のために必要な施設との見極めが必要。そういった施設の重要性を行政も十分認識してほしい。	
21	No.6	地域振興に取り組む地域への支援として、行政の役割として施設を保全してほしい。	
22	No.6	地域振興に意欲のある地域への支援を強化しインセンティブを設けるべき。	
23	No.1、2	周辺地域の切捨てではなく、各地域の魅力を活かして移住定住を呼び込み持続可能な地域としていくべき。	
24	No.25	地域振興の観点から、利用者が少ないという理由での施設廃止は反対。	
25	No.2	フルセット行政からの脱却といているが、フルセット行政がなぜ駄目なのか。住民福祉にとってフルセット行政は目指すべきものである。	
26	No.2	市民一人あたりの公共施設の述べ床面積の指標を改善するためには、単に施設の削減ではなく、方向性を明確にして人口回復を目指すべき。	
27	No.24	他市町と比較して公共建築物の延床面積が大きいことは宮津市特有の事情があるのか。	
28	No.5	効率性の視点のみによる再編方針でなく、コロナ禍による教訓も組み込み、再度市民の意見を集約してほしい。	
29	No.1、2	コロナ危機でゆとりのある行政の重要性が明らかとなった。ポストコロナの「新しい生活様式」を踏まえた行政の在り方を検討すべき。	<p>今回の公共施設の再編方針においては、コロナの影響で、直接、修正すべき点は無いと考えております。アフターコロナ、歴史文化政策等については、今年度策定予定の次期総合計画において、十分議論し、反映していきます。</p>
30	No.6	コロナ禍による在宅勤務の励行等を機に、民泊やお試し住宅等を活用し、宮津の自然文化等の魅力を知ってもらえるような施策を検討すべき。	
31	No.23	市職員の人件費が高い。	
			<p>財政健全化の取り組みとして、特別職給与の20%カット、管理職手当の50%カット、業務効率化による全職員の時間外手当等の削減等に取り組んでおり、給与水準を示すラスパイレス指数は、96.9で、全国平均98.9府内平均98.8を下回っております。</p> <p>また平成18年以降、職員数も300人から200人程度に減らしており、人件費の抑制に鋭意取り組んでいます。</p>

(2) 個別施設に関する意見・

①宮津会館

意見原文の受付No	意見概要	市の考え方 ※再編方針書の修正・追加箇所を下線表示（P●は再編方針書の該当ページ）	
32	No.9、10、14、19、20、22、26、27、28、29	宮津会館の存続を希望。	耐震安全性を満たしておらず、大ホール客席の吊天井落下が落下する危険性もあることや、過去の吊天井落下事故での被害、南海トラフ地震の高い発生確率等の危険性から、施設利用者の安全性を確保できないとの判断の下、やむを得ず、令和2年度末をもって休止することとしています。（P23追加）
33	No.13、15	学生や文化団体の発表の場として必要なため、宮津会館の存続を希望。	休止に当たっては、引き続き文化の振興や普及を図るため、文化ホール等での代替が困難な市内の団体等が行う文化的事業に対し、近隣市町の音楽ホール代替利用支援等の対策を検討するとともに、市民・関係者と意見交換しながら新たな文化振興策についても検討することとしております。（P23修正）
34	No.7	さらなる人口流出を避けるため、宮津会館の存続を希望。	
35	No.11、17	コンサート等の音楽行事や様々なイベント誘致に必要なため、宮津会館の存続を希望。	再開については、大規模改修に多額の経費が見込まれること、改修しても長期間の使用が困難なこと、利用頻度が著しく低く人口に比して施設規模が過大であることから、本市が単独で再開し維持することは困難であると考えております。（P23修正）
36	No.12	マーチングバンド、吹奏楽フェスティバル、ウィンドオーケストラ等の活動に不可欠なため、宮津会館の存続を希望。	宮津会館の機能の確保に向けた方策として、民間資金・民間資本を活用した音楽ホールを含む地域活性化施設（ホテルや商業施設等を想定）などの実現可能性等を調査するため、サウンディング調査を実施することとしております。
37	No.23	宮津会館を閉鎖すると、人口増加・企業誘致にも悪影響がある。長期的な視点で地域に活性化をもたらすので宮津会館の存続を希望する。	その上で、サウンディング調査が不調となった場合は、宮津会館は廃止することとし、廃止に当たっては、近隣施設等での代替活用に必要な施設整備を検討することとしております。（P23追加）
38	No.18	宮津会館が利潤を生み出せるよう施設の価値を高めていくことが必要。	
39	No.21	市の文化レベルの低下を避けるため、宮津会館の存続を希望する。トッププロを呼べる施設を安易に廃止するのはいかがなものか。	
40	No.30	宮津の歴史文化政策をどう考えているのか。	
41	No.2	サウンディング調査は誰がどのように行うのか。	サウンディング調査は、民間事業者との対話を通じ、市場性の有無や実現可能性の把握、民間事業者が有するアイデアの収集等を行う市場調査で、行政が民間活用を希望する土地建物や条件等を提示した上で、対話の場を設けて、広く民間事業者へ参加を呼びかけて行うものです。国や京都府が実施する対話の場へエントリーする予定です。
42	No.2	公民連携が単なる民間事業者への利益供与とならないよう、公益性・公平性の確保と市民的な議論が必要。	サウンディング調査等の実施に当たっては、民間事業者との対話の状況等を必要に応じて議会等へ報告するとともに、民間との対話を通じて実現可能性がある場合は、広く市民等の意見を聴取することとしています。（P23追加）
43	No.30	宮津会館の稼動状況と収益の状況はどうか。	稼動状況と収支状況は、R元年度の実績で、大ホール利用件数は46件、利用率21.8%（利用日数66日/開館日数303日）、年間の利用料金約230万円、管理経費約1,600万円、収支不足（指定管理料）約1,370万円となり、1件の財政負担が約30万円となっています。 なお、京都府の丹後文化会館と中丹文化会館（綾部市）の利用率は、各々利用率が51.1%と75.3%であり、比較して宮津会館は、利用が低い状況にあります。

44	No.30	耐震工事の「補強必要箇所」と「費用10億円の根拠と妥当性」は。	H25年の耐震診断結果から、北側（海側）ゾーンでは鉄骨ブレス、耐震壁の増強、階段吹き抜け部床増設、南側（市街側）ゾーンでは控え室外壁の改修、その他の箇所では屋根トラス、屋根水平材の補強等が必要となります。
45	No.23	大規模改修10億円の根拠は何か。遺すことを念頭に設計・積算をもっと精査すべき。	耐震改修を含む大規模改修の経費については、耐震診断結果から算出した概算の耐震補強費約3.2億円に、財団法人自治総センターの調査結果に基づく大規模改修単価（25万円/㎡）から算出した直接工事費約7億円（25万円×2751㎡）の合計を根拠としております。 詳細な設計・積算には、委託費等相当の費用が必要であるため、現時点で行う予定はございません。
46	No.30	京都府や与謝野町 伊根町との共同施設へ移行など存続する為の検討をしたことがあるか。	耐震診断時の建物の余寿命の推定結果（H25）において、コンクリートの表面が打ちっばなしのため中性化深さの進行は比較的大きく、構造耐力に影響を与える鉄筋の腐食確率は約25%で、余寿命は10年程度と予測されており、その後7年が経過し、構造耐力の低下が更に進んでいることが懸念されることから、改修しても長期間の使用は困難と考えており、京都府や近隣市町との共同施設への移行は検討しておりません。（P23、P24追加）
47	No.18	宮津会館を府営化し存続できないか。	
48	No.30	音響施設やトイレなどの状況と改修費用はどのようなものか。	耐震補強等とは別に、指定管理者から、音響設備やトイレ等を含む、多くの設備の改修が必要で、全ての設備を改修した場合、概算で2億5千万円の費用（うち音響設備は約8,300万円、トイレは約1,500万円）がかかるとの報告を受けております。
49	No.30	オープン以来の主な催しの経歴はどのようなものか。	S62年以降の指定管理者主催の自主事業について把握しており、オーケストラや有名歌手のコンサート等を年3回程度を開催してきましたが、みやつ歴史の館がオープンしたH12年以降は、文化ホールでの映画上映やコンサートが中心になり、宮津会館では年1回程度の自主事業となっています。
50	No.21	施設の耐震化や修繕の必要性は以前から分かっていたことではないか。また市役所の建て替えが何より先ではないか。	H25耐震診断以降、様々なご意見がある中で、利用者に耐震安全性の不足を周知し、災害時に避難誘導の協力をお願いしながら、使用継続してきましたが、本再編方針において、公共施設の適正管理を検討する中で、耐震診断から7年が経過しコンクリートの劣化等が更に進んでいることも懸念され、また、過去の吊天井落下事故での被害、南海トラフ地震の高い発生確率等の危険性もあることから、市としては、施設利用者の安全性を確保できないとの判断の下、令和2年度末をもって宮津開館を休止としております。（P23、P24追加） また、市役所についても耐震安全性が無い中、今後の庁舎のあり方を検討する庁内チームを設置し、市民と意見交換しながら検討するとともに、できる限り早期の移転を検討していく必要があるため、移転方法の検討を踏まえることとなりますが、対応時期をフェーズ2からフェーズ1に見直しております。（P32修正）
51	No.30	約20百万円かけた空調設備の状況はどうか。	H29年度にスポットエアコン8基を約17百万円で設置しました。令和元年度の稼働日数は、冷暖房合わせて、延べ37日です。
52	No.30	体育館を代替施設とする場合に、冷暖房設備と音響環境がないことをどうするか。	市民体育館の代替活用について、宮津会館廃止の場合、その式典等の代替機能として、音響設備・移動ステージの整備等を検討することとしています。（P26修正）

②保育所（上宮津・日置）

意見原文の受付No	意見概要	市の考え方 ※再編方針書の修正・追加箇所に下線表示（P●は再編方針書の該当ページ）
53 No.1、5	少人数保育は子供にとっては好ましく維持すべきもので、保育所廃止に反対。廃止ではなく保育地域割りの再編や、定員の見直し、より預けやすい保育体制などを工夫すべき。	少子化等により全体の児童数が減少し、公立・私立ともに入所児童数が減少している中、 <u>入所児童数の推移を見ながら、民間保育園への移行を基本に</u> 、市内の保育サービスの維持を図りながら公立保育所の統廃合を検討することとしています。（P21修正） <u>保育サービスを含む子育て支援全般については、第2期宮津市子ども・子育て支援事業計画に基づき計画的に推進</u> しています。（P21追加）
54 No.2、24	移住・定住者にとって子育て環境は重要であり、過疎対策、定住促進の妨げとなるため、保育所廃止に反対。	<u>地域活性化の取組みについては、別途支援すること</u> としています。（P21追加）
55 No.24	日置小学校区は移住者等でこどもの数も増えているため、日置保育所の存続を希望する。	少子化等により全体の児童数が減少し、公立・私立ともに入所児童数が減少している中、 <u>入所児童数の推移を見ながら、民間保育園への移行を基本に</u> 、市内の保育サービスの維持を図りながら公立保育所の統廃合を検討することとしています。（P21修正） こうした公立保育所の統廃合の方針を踏まえ、日置保育所につきましては、 <u>入所児童数の推移をみながら</u> 、フェーズ2で統廃合を検討することとしています。（P22修正）
56 No.27、29	上宮津保育所の存続を希望。	少子化等により全体の児童数が減少し、公立・私立ともに入所児童数が減少している中、 <u>入所児童数の推移を見ながら、民間保育園への移行を基本に</u> 、市内の保育サービスの維持を図りながら公立保育所の統廃合を検討することとしています。（P21修正） こうした公立保育所の統廃合の方針を踏まえ、上宮津保育所につきましては、入所児童数が減少していることから、フェーズ1で統廃合を検討することとしています。 そうした中、上宮津保育所は、入所児童数が10名と少なく、また近隣地域の民間保育園でも受入可能であることから、 <u>令和2年度末での廃止について、昨年12月から続けてきた地元協議を引き続き行い、令和3年度の募集開始期限の10月末までに判断すること</u> としています。（P22追加）

③日置診療所

意見原文の受付No	意見概要	市の考え方 ※再編方針書の修正・追加箇所に下線表示（修正ページ）
57 No.2、16、29	地域住民の命と健康を守る重要施設であることから日置診療所廃止に反対。	府中診療所、日置診療所、養老診療所は、 <u>市有建物を貸し付けて運営いただいている民営の医療機関</u> ありますが、 <u>人口減少や施設の老朽化等を踏まえて、橋北地域の医療のあり方を検討</u> することとしています。（P31追加）
58 No.16	多くの区民が利用する不可欠な施設である医療機関の廃止は地域の衰退に繋がりがかねないので、日置診療所廃止に反対。	
59 No.1、2、5、16	コロナ禍の中、各地域の医療 福祉等の充実を図るべきであり、日置診療所廃止に反対。	

④児童遊園

意見原文の受付No	意見概要	市の考え方 ※再編方針書の修正・追加箇所に下線表示（修正ページ）
60	No.4 亀ヶ丘児童遊園は子供たちが集団で遊んでおり、宮津祭りや和火の会場としても必要。	<p>少子化に伴い児童遊園の利用者が減少していることを踏まえ、地域毎に児童遊園機能を集約する施設を定め、集約する施設には、子育ての地域の拠点とするよう定期的な遊具の更新等を行うこととしています。</p> <p>集約する施設以外の児童遊園は、子どもの安全を確保するため、老朽化した遊具を随時撤去しながら廃止を検討することとしています。</p> <p><u>廃止後の跡地活用については、公民連携など有効な利活用に努めるとともに、それまでの間は、老朽化した遊具を撤去した上で、現状での地元活用を検討することとしています。（P47修正）</u></p> <p>なお、個々の児童遊園の再編に当たっては、地元等との話し合いを持ち、合意形成に努めながら進めることとしています。（P9追加）</p>
61	No.4 児童遊園は安全や体力向上の観点から、子供が自宅から徒歩で行ける距離にあること望ましい。	
62	No.4 それぞれの児童遊園の利用状況を確認して方針決定してほしい。	

⑤公衆便所

意見原文の受付No	意見概要	市の考え方 ※再編方針書の修正・追加箇所に下線表示（P●は再編方針書の該当ページ）
63	No.3、18、27 公衆便所の廃止は地域の衛生環境の悪化に繋がることから反対。	<p>公衆便所につきましては、以下のとおり、維持するもの、廃止するもの、地元等と協力して存続するもの、新規設置するものに関する「市の考え方」に基づき、個別施設の再編方針を定めています。</p> <p><u>・公衆衛生上の必要性を踏まえて、清潔で、快適に、安心して利用できる公衆便所を維持する。</u></p> <p><u>・老朽化して、水洗化が困難かつ利用の少ない公衆便所は、費用面、安全面、衛生面から廃止し、市で除却する。</u></p> <p><u>・ただし、地元や観光関係者等が存続を希望され、施設管理への協力が得られる場合は、今後の新たな管理のあり方について協議を進める。</u></p> <p><u>・新たな公衆便所の設置については、観光施策や地域活性化の取り組み状況や、地元や観光関係者等の施設管理への協力体制を踏まえて検討する。</u>。（P37修正）</p>
64	No.14、18 公衆便所は観光に重要であり、廃止には反対。	
65	No.23 利用者数にかかわらず、地域に必要な施設は残すべき。	
66	No.27、29 喜多駅前広場公衆便所の存続希望。	<p>駅利用者の使用は限定的であること、下水道本管から距離があり水洗化には多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する方針としていますが、<u>地元が存続を希望され、施設管理への協力が得られる場合は、今後の新たな管理のあり方について協議を進めることとしています。</u>（P37修正）</p>
67	No.23 滝上公園便所は宮津祭にも、市街地観光の一つとしても必要。	
68	No.3、29 地域の衛生環境悪化につながるおそれがあることから、越浜海岸公衆便所の廃止に反対。	<p>夏季のみの開放で利用者が限定的であること、水洗化には浄化槽設置に多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する方針としていますが、<u>地元や観光関係者等が存続を希望され、施設管理への協力が得られる場合は、今後の新たな管理のあり方について協議を進めることとしています。</u>（P37修正）</p>
69	No.3 越浜海岸の便所を廃止する場合は、砂浜でのキャンプ等を禁止し、違法駐車を取り締まりを強化して欲しい。	
70	No.3 市の観光資源を地域任せとしている現状の見直しを進めてほしい。	

⑥安寿の里もみじ公園

意見原文の受付No	意見概要	市の考え方 ※再編方針書の修正・追加箇所に下線表示（P●は再編方針書の該当ページ）
71 No.8	もみじ公園便所を閉鎖し管理しなくなったことで、屋外排泄やごみのポイ捨てなどの問題が発生している。	もみじ公園全体の民間活用の可能性も含めて地域と協議しながら今後の活用方法を検討することとしています。なお、 <u>散乱ゴミ、屋外排泄の問題については早期解決に向けて対策を講じる</u> こととしています。（P39修正）
72 No.8	もみじ公園便所は現在閉鎖中だが、車が常に複数台駐車するなど、もみじ公園の利用は多かった。	
73 No.8	宮津市の東の玄関口として、もみじ公園便所は必要。	
74 No.8	もみじ公園便所の廃止は、地域が行っている活性化の取り組みに逆行するため反対。	
75 No.27、29	観光客や地域の衛生環境の維持のため、もみじ公園トイレは必要。	

⑦歴史資料館

意見原文の受付No	意見概要	市の考え方 ※再編方針書の修正・追加箇所に下線表示（P●は再編方針書の該当ページ）
76 No.28	故郷の歴史を次世代に伝える上で必要であることから、歴史資料館の再開館、存続を希望	再開館にあたっては、展示室の設備の故障・老朽化も見られる中、一定の改修工事を必要としています。また、開館後には管理運営経費が発生する中、H30年度の財政健全化に向けた取組みの中で、市の財政状況を理由に、当面再開は困難としました。 再開の費用につきましては、設備改修の内容、管理運営のあり方により、一概には言えませんが、改修費には数千万円程度、管理運営費についても人件費・光熱水費を中心に年間数百万円単位で必要と見込まれます。 未執行としたのは、H30予算に計上した改修工事の実施設計委託分であり、前述の財政健全化に向けた取組を踏まえての判断によるものです。 他に調査事業としては、関係団体との意見交換のほか、平成31年4～5月の歴史資料館特別公開に際し、来館者動向の調査分析やアンケート、館内でのイベント実施等も踏まえ、今後の管理運営活用手法の検討作業を実施しました。 なお、ボランティアでの臨時開館については、具体的な提案がございましたら検討いたします。
77 No.30	歴史資料館を再開できない理由は何か。	
78 No.30	歴史資料館再開の費用はいくらか。	
79 No.30	令和元年度に資料館再開に向けての予算を計上していたが、不執行となった理由は何か。	
80 No.30	ボランティアの活用など歴史資料館を再開する手法の検討経緯は。	
81 No.28	ボランティア等の協力を受けて長期休みなどに歴史資料館を臨時開館できないか。	

⑧その他施設

意見原文の受付No	意見概要	市の考え方 ※再編方針書の修正・追加箇所に下線表示（P●は再編方針書の該当ページ）
82 No.24	現在有償貸与している世屋体験教室実習棟を無償で譲渡するのか。	遊休施設の譲渡等の方針として、 <u>地元が地域活性化目的で再利用を希望する場合は、活用方法等について協議すること</u> を明記しており、 <u>当該施設についても、地元活用の希望があれば、現貸付先と協議すること</u> としています。（P12、P28追加）
83 No.24	世屋体験教室実習棟の現在の貸付先は現状ほぼ施設を活用しておらず、地域との交流もないことから、もし無償譲渡するなら、雇用創出等の観点から、貸与を希望している地元の食品加工グループ「はなうた」が望ましい。	